

教 健 体 第 4 5 9 号
令和5年(2023年)7月27日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各 市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之

消費者庁啓発ポスター「その香り困っている人もいます」について(送付)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、児童生徒及び保護者、教職員の理解促進に向け、別添ポスターの配布や校内への掲示について、御協力をお願いします。

なお、こうした香りなどによる健康被害を含め、いわゆる化学物質過敏症に関する相談があった場合には、当該児童生徒や学校の実態を踏まえ、必要な対応を行っていただくようお願いいたします。

各市町村教育委員会におかれては、所管する学校に周知願います。

(健康・体育指導係)

(写)

事務連絡
令和5年7月14日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について

標記の件について、令和5年7月11日付け消安全第260号で消費者庁消費者安全課から、別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）

消安全第 260 号
令和 5 年 7 月 11 日

総務省 自治行政局 公務員部 公務員課長
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課長
厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬品審査管理課長
厚生労働省 健康局 難病対策課長
経済産業省 製造産業局 素材産業課長 殿
経済産業省 商務・サービスグループ 生物化学産業課長
国土交通省 総合政策局 バリアフリー政策課長
環境省 水・大気環境局 環境管理課長
環境省 大臣官房 環境保健部 環境安全課長

消費者庁消費者安全課長
(公 印 省 略)

「その香り困っている人もいます」ポスター公表について（周知）

平素より、消費者行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、周囲の方に対する香りへの配慮について啓発するポスターを関係各省と協力の下、改定しましたので別添のとおり送付いたします。貴課におかれましては、関係団体等に対する更なる啓発活動に御協力の程よろしくお願いいたします。

< 本件問合せ先 >

消費者庁消費者安全課 事故情報対応班

TEL : 03-3507-9137 (直通)

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。

なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。